

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、令和3年5月25日開催の文教常任委員会で報告した後の対応について、下記のとおり報告する。

記

1 国による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置等を踏まえた対応について
本件対応の適用期間（令和3年6月1日（火）～6月20日（日））

※令和3年4月25日（日）から5月31日（月）までの緊急事態宣言期間を延長

(1) 区立小中学校及び幼稚園・認定子ども園

- ・感染症防止対策を徹底したうえで、通常の登校・登園
- ・学級閉鎖等により登校できない児童・生徒や、感染症等への不安により登校を控える児童・生徒には、オンラインによる授業参加やICTを活用した学習、学校情報や学習課題等の定期的配信など、児童・生徒の実態等に応じた支援を実施する。
- ・校外での学習は基本的に中止又は延期
- ・部活動は時間を制限し、原則平日のみ実施する。公式な大会等に参加する部活動は、平日以外にも、人数・時間・場所等を制限して実施を可とする。
- ・移動教室、連合行事の緊急事態宣言期間中の実施については、延期又は中止する。
- ・修学旅行の緊急事態宣言期間中の実施については、学校が延期又は中止する。

(2) 新BOP

- ・学童クラブは保護者に利用の自粛を求め運営する。
- ・BOPは休止を継続する。

(3) 学校施設開放

感染防止対策を徹底した上で学校施設を開放。開放時間は20時まで。

(4) 図書館・図書室・図書館カウンター

感染防止対策を徹底した上で開館する。1時間以内での利用を要請するとともに、必要に応じて密集が発生しないように入場整理を行う。

2 区立小中学校での感染発生状況（直近3か月の推移）

	区立小学校		区立中学校		合計	
	人数	学校数	人数	学校数	人数	学校数
3月	18人	11校	3人	3校	21人	14校
4月	43人	24校	14人	10校	57人	34校
5月	34人	22校	9人	8校	43人	30校

(注) 人数については、児童・生徒及び教職員等の陽性者数。

学校数については、同一月内で関連性が認められない陽性判明が複数あった場合はそれぞれ計上している。（例）4月1日A校で陽性判明、4月25日A校で陽性判明の場合2校で計上。